**新規申請に必要な書類について（留意事項）**

**１．提出が必要な書類** 　※１）～８）までを揃え、窓口に提出してください（☑ をご活用ください）。

□ **１）特定医療費（指定難病）支給認定申請書＜窓口又はＨＰからダウンロード＞**

☆各疾病の臨床個人票及び重症度分類は厚生労働省のホームページに掲載されています。

* **２）臨床調査個人票 ＜医療機関にて入手＞ ：新規用**

　 　・難病指定医である医師に記載を依頼してください。

・複数の疾病で認定されている方は、疾病ごとに必要です。発行日から３か月以内のもの。

＜参考＞ 「軽症」の場合等は、認定されません。

* **３）住民票　＜市役所等にて入手＞**

　　・世帯全員分。世帯主と続柄が記載されているもので、発行日から３か月以内のもの。

* **４）市町村民税所得課税証明書（原本）＜市役所等にて入手＞：必要書類の範囲は裏面参照**

　　【※１】提出された全員の証明書が、市町村民税（所得割・均等割）『非課税』である場合、さらに以下の

書類を確認して提出ください。

1. 「市町村民税所得課税証明書」に市町村民税の所得割・均等割、合計所得金額、収入金額が記載

されていることを確認ください。

1. 受給者が障害年金、遺族年金等を受け取っている場合

⇒支給された障害基礎年金など当該給付額が分かる書類(「年金証書」又は「振込み通知書」の写し)

**【※２】市町村民税所得課税証明書の添付省略について**

マイナンバー制度における情報連携の開始に伴い、必要事項が記載された「個人番号（マイナンバー）提供書」を提出いただくことで、市町村民税所得課税証明書の添付を省略できます。

　　 ※ただし、加入している健康保険が、社会保険で被用者非課税の方又は国保組合の方は、添付を省略することはできません。

* **５）健康保険証の写し：必要書類の範囲は裏面参照**
* **６）個人番号（マイナンバー）提供書＜窓口又はＨＰからダウンロード＞**

・申請者(受給者）のほか、申請者と同じ健康保険に加入している同一世帯の方の分をご記入ください。

* **７）同意書＜窓口又はＨＰからダウンロード＞**

・保険者に所得区分に関する照会をするための同意書です。

* **８）申請希望者：「軽症者特例」「人工呼吸器等装着者」の申請に必要な書類**

**２． 該当の方のみ提出する書類**

1. **同じ保険世帯内に、特定医療費（指定難病）受給者又は小児慢性特定疾病医療費助成**

**を受ける方がいる場合**

・その方の受給者証の写し及び健康保険証の写し

**２）生活保護を受給されている方は、生活保護受給証明書の提出 ＜福祉事務所にて発行＞**

 ・生活保護受給者の方は、市町村民税額証明書類の提出は不要です。

　　 ・保険証をお持ちの方は、「健康保険証の写し」と「非課税証明書」を提出ください。

　R3.4

**３．その他の医療費助成の制度**

以下の申請を希望される方は、必ず申請窓口でお知らせください。

|  |
| --- |
| １）「軽症者特例」の申請　 |
| ・重症度分類が「軽症」の場合は認定されません。しかしながら、【重症度分類】の基準を満たさないものの、月ごとの医療費総額（指定難病に係る医療費）が３３,３３０円を超える月が、申請される以前の１２か月以内（発症日以降に限る）に年間３回以上ある場合に、「軽症者特例」での認定対象となります。・手続き方法は、事前に申請窓口にお尋ねください。 |
| ２）「人工呼吸器装着者」「体外式補助人工心臓装着者」の新規申請 |
| ・特定医療費（指定難病）受給者で、人工呼吸器装着者又は体外式補助人工心臓　装着者が申請対象となります。・該当となれば月額自己負担上限額の軽減が図られます。

|  |
| --- |
| 人工呼吸器装着者の場合、①～④ の項目全てに該当することが条件になります。 |
| 1. 人工呼吸器装着あり
 | 1. 一日中施行
 |
| 1. 離脱の見込みなし
 | 1. 生活状況：部分介助又は全介助
 |
| ※申請方法：臨床調査個人票の「人工呼吸器」欄に記載が必要となるため、臨床調査個人票作成時に医師へ記載を依頼してください。 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　提出書類受給者の保険種別 | 提出書類（対象者）の範囲 |
| 健康保険証の写し | 4)市町村民税所得課税証明書　【＊１】（15歳未満は原則不要） |
| 国民健康保険 | ・住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している方『全員分』 | 左記と同様　 |
| 国民健康保険組合 | ・住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している方『全員分』 | 左記と同様　 |
| 後期高齢者医療制度 | ・住民票上の同一世帯で、同じ後期高齢に加入している方『全員分』 | 左記と同様　 |
| 被用者保険　全国健康保険協会　健康保険組合　共済組合　船員保険　　など | 受給者が被保険者本人の場合 | 『受給者本人のみ』 | 被保険者　※ただし、被保険者が非課税の場合は、受給者の証明書も必要 |
| 受給者が被扶養者の場合 | 『被保険者』と『受給者本人』 |

◆市町村民税所得課税証明書及び健康保険証の写しの必要な範囲